

議案第30号

京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月3日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

京田辺市立学校教職員の健康管理体制の強化に向けて、長時間労働者や高ストレス者に対し面接指導を行う健康管理医を設置することについて、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項の次に次のように加える。

23 健康管理医	5,000円に面接指導を行った人数を乗じて得た額
----------	--------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案			現 行			改正理由	
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			区分等の追加及び項の繰下げ	
区分	報酬の額		区分	報酬の額			
	委員長・会長等	委員		委員長・会長等	委員		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
<u>2 3 健康管理医</u>	5,000円に面接指導を行った人数を乗じて得た額		<u>2 3</u>	(略)	(略)		
<u>2 4</u> (略)	(略)	(略)	<u>2 4</u>	(略)	(略)		
<u>2 5</u> (略)	(略)						